

広島県後期高齢者医療広域連合運営審議会について

1 設置目的

広域連合の運営に関する重要事項を調査，審議し，意見を述べるために設置された広域連合長の諮問機関である。（広島県後期高齢者医療広域連合運営審議会設置条例）

2 組織

「学識経験のある者」「医療機関等関係者」「医療保険の保険者及び被保険者の意見を代表する者」のうちから広域連合長が委嘱した15人（任期2年）で構成されている。

3 平成29年度の開催状況

今回が第1回目の開催となる。（今年度は2回の開催を予定）

4 今回の開催目的

(1) 広島県後期高齢者医療広域連合における平成30年度及び平成31年度の保険料率の設定
について各委員の意見を聴くため。

【諮問事項】

平成30年度及び平成31年度の後期高齢者医療保険料率の設定について

1 制度の概要

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療費の財源について、約5割を公費、約4割を若い世代の保険料、残りの約1割を高齢者の保険料とすることにより、それぞれの負担割合を明確なものとしている。

保険料を算出するための保険料率（均等割額と所得割率）は、各広域連合が定めることとされており、2年ごとに見直しを行うことが、「高齢者の医療の確保に関する法律」で定められている。

このため、現在の保険料率の適用は今年度限りとなり、平成30年度及び平成31年度の新保険料率（均等割額と所得割率）を今年度内に設定する必要がある。

高齢者の医療費		
利用者負担	公費 約5割	
	高齢者の保険料 約1割	若い世代の保険料 約4割

保険料	均等割	受益に応じて等しく賦課される応益分
	所得割	被保険者の負担能力に応じた応能分

2 現状

制度開始以降、被保険者数及び医療給付費は、年々増加傾向にある。

1人当たり医療給付費の伸び率は、平成28年度にマイナスとなっているが、これは、診療報酬の改定において、薬価や材料価格がマイナス改定されたことが要因と考えられる。

区分	被保険者数	対前年度 伸び率	医療給付費	対前年度 伸び率	1人当たり 医療給付費	対前年度 伸び率
平成20年度	323,967人		290,096,990,581円		895,452円	
平成21年度	332,081人	2.5%	307,172,423,459円	5.9%	924,992円	3.3%
平成22年度	341,423人	2.8%	324,905,116,195円	5.8%	951,620円	2.9%
平成23年度	350,047人	2.5%	336,596,548,801円	3.6%	961,575円	1.0%
平成24年度	358,560人	2.4%	345,829,747,856円	2.7%	964,496円	0.3%
平成25年度	365,352人	1.9%	354,440,607,190円	2.5%	970,135円	0.6%
平成26年度	369,669人	1.2%	360,951,834,559円	1.8%	976,419円	0.6%
平成27年度	376,720人	1.9%	373,847,983,393円	3.6%	992,376円	1.6%
平成28年度	388,008人	3.0%	373,992,885,317円	0.04%	963,879円	-2.9%

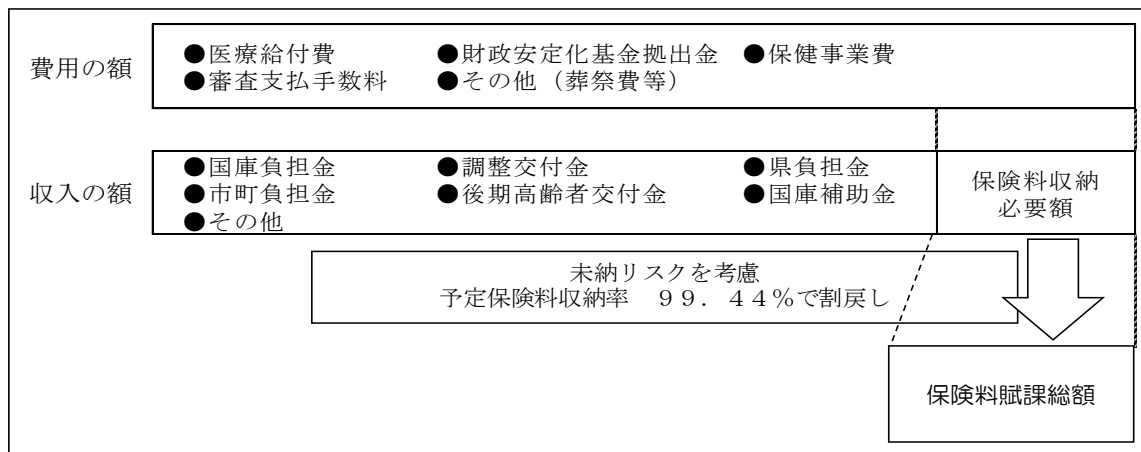
※ 平成20年度については、平成20年4月から平成21年2月までの11か月分のため、12か月分に換算し、小数点第1位を四捨五入して算出した。

※ 被保険者数は年度平均。

3 保険料率の算出方法

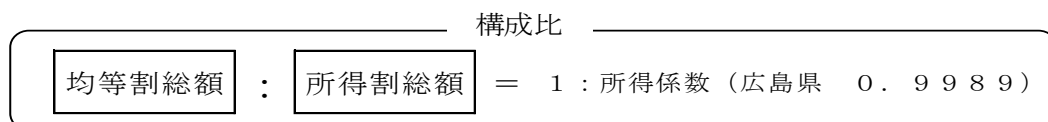
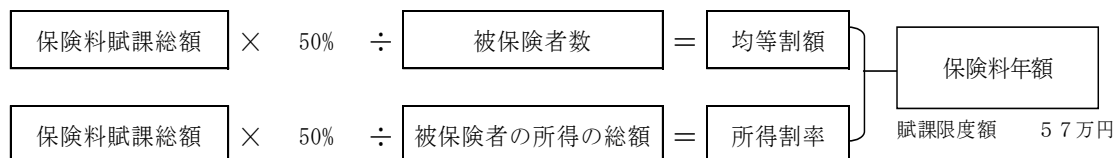
(1) 保険料賦課総額の算出

平成29年度の見込みに基づき、平成30・31年度における次の数値を推計し、保険料賦課総額を算出する。



(2) 保険料率の算出

保険料率は、保険料賦課総額から、保険料の構成比に基づき、次のとおり算出する。



所得係数は、被保険者1人当たり所得額の全国平均を1としたときの広島県の数値。
 なお、今回の数値は平成27年度のもののなので、今後、平成29年度の数値に変更する。

4 新保険料率の試算

(1) 国が示す保険料率算定のための参考数値

平成29年9月、国から以下のとおり保険料率算定に当たり、参考となる数値が示された。これらの数値は、通知時点での見込み値であり、今後、必要な変更が示される予定である。また、このうち、アについては、全国単位の数値であることから、試算に当たっては、各広域連合の実績等を勘案して個別に見込むよう依頼があった。

ア 基礎数値の対前年度伸び率見込み

	平成30年度	平成31年度
被保険者数	3.5%	2.7%
被保険者一人当たり医療費	0.4%	0.4%
医療給付費	3.3%	3.1%

イ 後期高齢者負担率

世代間の負担の公平を維持するため、後期高齢者と現役世代の人口比率の変化に応じて、後期高齢者の負担割合を2年ごとに改定するものである。

11. 21%（見込み） 【現行保険料率算定時 10. 99%】

(※ 保険料負担 = 医療給付費 × 後期高齢者負担率)

(2) 保険料の増加に対する対応

剰余金及び財政安定化基金の活用について、県と協議中である。

財政安定化基金

- 国、都道府県、広域連合が3分の1ずつ拠出し、都道府県に設置
- 給付費増や保険料未納による広域連合の財源不足に対し、交付又は貸付を行う。
- 保険料率の増加の抑制を図るために基金を充てることができる。

(3) 試算の状況

現時点での試算は、次のとおりとなった。

ア 保険料賦課総額

(単位：円)

区分		平成28・29年度	平成30・31年度
		現行料率 算定時の数値	広域連合独自推計被保険者 数及び国が示す医療給付費 伸び率による算出額
費用の額： ①	医療給付費	782, 806, 555, 786	812, 315, 917, 124
	財政安定化基金拠出金	0	0
	特別高額医療費共同事業拠出金	202, 246, 771	211, 319, 254
	保健事業費（健康診査）	589, 119, 000	858, 585, 000
	審査支払手数料	1, 555, 653, 000	1, 632, 707, 000
	その他（葬祭費）	1, 430, 430, 000	1, 500, 720, 000
	合計	786, 584, 004, 557	816, 519, 248, 378
収入の額： ②	国庫負担金	188, 532, 724, 645	195, 352, 958, 574
	調整交付金	70, 889, 229, 000	70, 485, 594, 000
	県負担金	64, 683, 721, 647	67, 123, 176, 494
	市町負担金	61, 924, 501, 498	64, 114, 891, 038
	後期高齢者交付金	325, 229, 106, 311	336, 565, 956, 577
	特別高額医療費共同事業交付金	141, 572, 739	147, 923, 478
	国庫補助金	131, 938, 000	322, 427, 897
	剰余金	5, 100, 000, 000	【検討中】
	財政安定化基金	0	【検討中】
	合計	716, 632, 793, 840	734, 112, 928, 058
保険料収納必要額…③＝①－②		69, 951, 210, 717	82, 406, 320, 320
2ヵ年の被保険者数（人）		785, 509	833, 734
予定保険料収納率（％）…④		99. 40	99. 44
賦課総額（③÷④）		70, 373, 451, 426	82, 870, 394, 529

イ 保険料率

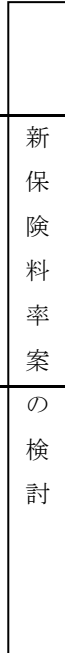
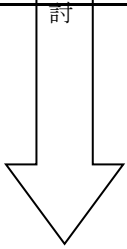
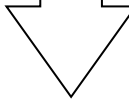
区 分		現 行 ＜剰余金活用前＞	今回試算値	比 較
保険料率	均等割額	44,795円	49,701円	+4,906円
		＜48,061円＞		＜+1,640円＞
	所得割率	8.97%	9.89%	+0.92ポイント
		＜9.76%＞		＜+0.13ポイント＞

5 今後の対応

今後、国からは、直近の医療費の実績及び年内に決定される予定の診療報酬改定や消費税率の見直しの影響等を踏まえた試算数値の見直しが行われ、情報提供される予定である。

これに伴い、本広域連合において再計算の上、検討を進め、運営審議会への諮問、答申を経て、平成30年2月開催予定の広域連合議会で議決が得られるよう対応する。

6 保険料率算定に係るスケジュール（案）

	国	広域連合	広域連合議会・運営審議会
9 月	<u>9/19 事務連絡</u> ・新保険料率の算定に使用する被保険者数や医療給付費の伸び率等の暫定各種係数等提示 	 ○新保険料率の暫定試算開始 	
10 月	方針の検討 [随時、係数等を変更して広域連合に提示]	新保険料率案	<u>10/20 定例会開催</u>
11 月		の検討	 <u>11/14 第1回運営審議会開催</u> ・保険料率の設定について諮問
12 月	<u>下旬 事務連絡</u> ○診療報酬の改定 ○平成 30 年度当初予算案 閣議決定 ○平成 30 年度当初予算案を踏まえた新保険料率の算定に使用する確定計数等を提示 		
1 月		○新保険料率の最終案をとりまとめ 	<u>中旬 第2回運営審議会開催</u> ・新保険料率案を審議 ・答申 
2 月			<u>中旬 定例会開催</u> ・新保険料率案、予算案を提案

広島県後期高齢者医療広域連合運営審議会設置条例

平成19年7月19日

条例第25号

(目的)

第1条 広島県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の運営に関する重要事項を調査，審議するため，広島県後期高齢者医療広域連合運営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は，広域連合長の諮問に応じ，広域連合の運営に関する重要事項を調査，審議するものとする。

2 審議会は，前項に掲げる事項に関し，広域連合長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は，委員20人以内をもって組織する。

2 委員は，次に掲げる者のうちから，広域連合長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 医療機関等関係者

(3) 医療保険の保険者及び被保険者の意見を代表する者

3 委員の任期は，2年とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

4 委員は，再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長をそれぞれ1名置き，委員の互選によりこれを定める。

2 会長は，会務を総理し，審議会を代表する。

3 副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。

4 会長及び副会長の任期は，委員の任期とする。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は，会長が招集し，会長がその議長となる。

2 審議会は，委員の過半数が出席しなければ，会議を開くことができない。

3 会議の議事は，出席した委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 審議会は、必要に応じ、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、広域連合事務局総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

広島県後期高齢者医療広域連合の附属機関等の会議の公開に関する 規則

平成19年7月31日

規則第19号

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関及びこれに類するものとして広域連合長が別に定めるもの（以下「附属機関等」という。）の会議（以下「会議」という。）の公開については、法令、条例又は他の規則に特別の定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(会議の公開)

第2条 会議は、公開するものとする。ただし、次の各号に掲げるいずれかの会議は、その全部又は一部を非公開とするものとする。

- (1) 広島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成19年広島県後期高齢者医療広域連合条例第20号）第12条に規定する事項を議事とする会議
- (2) 公開することにより公正又は円滑な運営に支障が生じるおそれがあると認められる会議

2 会議の公開は、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 傍聴
- (2) 会議要旨の閲覧

3 第1項ただし書の規定による会議を非公開とすることの決定は、当該附属機関等が行うものとする。

(会議の傍聴)

第3条 会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）は、会議の会場の受付において氏名及び連絡先を備付けの書面に記入し、附属機関等の長の許可を受けなければならない。

2 前項の場合において、傍聴の受付は、原則として会議の開催当日に行い、傍聴の許可は、附属機関等の長が別に定める傍聴者の定員の範囲内において行う。

(傍聴者の入場)

第4条 傍聴者は、職員の指示に従い傍聴席に入場するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入場することができない。

- (1) 凶器その他人に危害を与え、又は迷惑を及ぼすおそれがあると認められる物を携帯している者

- (2) はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、メガホン、拡声器、写真機、ビデオカメラ、録音機その他の物で会議の妨害となる等の理由により会場に持ち込むことが不相当と認められるものを携帯している者
- (3) はち巻、ヘルメット、腕章、たすき、リボン、ゼッケン等を着用し、又は携帯している者
- (4) 酒気を帯びている者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、会議の公正又は円滑な運営を妨害するおそれがあると附属機関等の長が認める者

(傍聴者の遵守事項)

第5条 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 静粛に傍聴し、議事内容に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 私語、会話その他騒がしい行為をしないこと。
- (3) 写真撮影、録画、録音その他これらに類する行為を行わないこと。
- (4) 携帯電話用装置その他の無線通話装置を使用しないこと。
- (5) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (6) 附属機関等の長及び職員の指示に反する行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(退場命令)

第6条 附属機関等の長は、傍聴者がこの規則の規定に違反したと認めるときは、違反行為の中止を命じることができる。

2 前項の規定によって違反行為の中止を命じられた者が、それに従わないときは、附属機関等の長は、その者を退場させることができる。

3 前項の規定によって退場を命じられた者は、当日の当該退場を命じられた会議を再び傍聴することはできない。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年7月31日から施行する。